

「石綿事前調査結果システムの運用開始のお知らせについて」

環境省 水・大気環境局大気環境課から、標記、石綿事前調査結果の報告制度の運用が開始されることの周知の依頼が当協会にありました。(令和4年4月1日開始)

詳細につきましては、次ページの依頼文書、及び同省ホームページ（URL）を参照下さい。

以上

事務連絡
令和4年3月23日

関係事業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長
環境省 水・大気環境局大気環境課長

石綿事前調査結果報告システムの運用開始のお知らせ

労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則及び大気汚染防止法による建築物等の解体又は改修時の石綿等の使用の有無に係る事前調査の結果等の報告については、令和4年4月1日以降に着工する一定規模以上の解体又は改修工事について、電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長及び都道府県知事等に報告しなければならないとされているところです。

報告義務の施行に先立ち、同報告に使用する石綿事前調査結果報告システムの運用を開始しましたので、傘下会員事業者等の関係者に対する周知に御協力をお願いいたします。

記

- 1 石綿事前調査結果報告システムのURL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

- 2 操作マニュアル等

操作マニュアル等システムに関する情報は、下記のページに掲載しています。

石綿総合情報ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

環境省WEBサイト

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

以上